

災害ボランティア団体規約・活動方針

制定：令和8年8月11日

第1章 総則

第1条（名称）

本団体は、「災害支援ボランティア団体 さくらの木」（以下「本団体」という。）と称する。

第2条（所在地）

本団体の主たる事務所を、代表者の定める場所に置く。

第3条（目的）

本団体は、地震、風水害、豪雪その他の自然災害等によって被害を受けた地域及び住民に対し、被災者の意思、尊厳及び生活を尊重しながら、復旧・復興に必要な支援活動を行うことを目的とする。

また、平時から防災・減災に関する知識及び技術の向上、地域・行政・社会福祉協議会・災害ボランティアセンター・NPOその他の支援団体等との連携に努め、災害発生時に迅速かつ安全な支援活動を行える体制の構築を目指す。

第2章 活動

第4条（活動内容）

本団体は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1.被災家屋及び被災地域の片付け、清掃、搬出等の復旧支援
2. 泥出し、家財搬出その他の被災住民の生活再建に必要な支援
3. 支援物資の収集、仕分け、運搬及び配布
4. 被災地域及び被災者の支援ニーズに関する情報収集
5. 災害ボランティアセンターその他の支援機関・団体との情報共有及び連携
6. 高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を必要とする被災者への支援
7. 災害時における情報通信・インターネット環境等に関する支援
8. 災害支援に必要な資機材の整備及び管理
9. その他、本団体の目的達成のために必要な活動
- 10.被災地域への桜の苗木寄贈及び植樹

第5条（平時の活動）

本団体は、災害発生時の活動に備え、平時から次の活動に努める。

1. 災害支援に関する知識及び技術の習得
2. 安全管理及び応急救護等に関する研修
3. 支援に必要なとなる資機材の準備及び点検
4. 行政、社会福祉協議会、災害ボランティアセンター、NPOその他関係団体との関係構築
5. 活動参加者及び協力者のネットワーク形成
6. 防災・減災に関する情報発信
7. その他、災害時の支援体制構築に必要な活動

第3章 活動原則

第6条（被災者本位の原則）

本団体の活動は、支援する側の都合ではなく、被災者及び被災地域のニーズを基本として行う。

支援を望まない者に対して活動を強制してはならない。

第7条（尊厳及び公平性）

本団体は、年齢、性別、国籍、障がいの有無、職業、社会的立場その他の事情によって被災者を不当に区別せず、その人格及び尊厳を尊重する。

第8条（自立支援）

本団体は、支援を一方的に提供することのみを目的とせず、被災者及び地域が本来持つ力を尊重し、その生活再建及び地域の復旧・復興につながる活動を行う。

第9条（安全優先）

本団体は、被災者、地域住民及び活動参加者の生命・身体の安全を最優先とする。

活動責任者は、天候、余震、土砂災害、洪水、建物倒壊、感染症その他の危険があると判断した場合、活動を中止又は変更することができる。

活動参加者は、自らの能力を超える作業及び必要な安全対策が確保されていない作業を行わない。

第10条（現地との協調）

本団体は、被災地域の行政、社会福祉協議会、災害ボランティアセンター、自治会、住民、NPOその他の支援団体との協調に努める。

本団体のみの判断によって被災地域の秩序又は既存の支援活動を妨げる行動を行わない。

第11条（政治・宗教等からの中立）

本団体は、特定の政党、政治家、宗教団体、企業その他特定の個人又は団体の利益を目的として活動しない。

災害支援活動を利用した政治活動、宗教への勧誘、営業活動その他これらに類する行為を禁止する。

第4章 会員及び活動参加者

第12条（会員）

本団体の目的及び活動方針に賛同する者は、所定の手続きを経て会員となることができる。

第13条（活動参加者）

本団体は、必要に応じ、会員以外の者を災害ボランティア活動の参加者として受け入れることができる。

活動参加者は、本規約、本団体の活動方針及び現地責任者の安全上の指示に従わなければならない。

第14条（ボランティア保険）

災害現場で活動する者は、原則として活動内容に対応したボランティア保険その他必要な保険に加入するものとする。

第15条（禁止行為）

会員及び活動参加者は、活動中、次の行為を行ってはならない。

1. 被災者に対する暴言、威圧、差別又はハラスメント
2. 被災者の意思に反する支援
3. 被災者から金銭、物品その他の利益を不当に受け取る行為
4. 活動を利用した営業、勧誘、政治活動又は宗教活動
5. 無断で被災者又は被災家屋を撮影・公開する行為
6. 飲酒した状態その他安全な活動が困難な状態で活動する行為
7. 活動責任者が危険と判断して中止を指示した作業を継続する行為
8. その他、本団体の信用を著しく損なう行為

第5章 組織

第16条（役員）

本団体に次の役員を置く。

1. 代表 1名
2. 副代表 若干名
3. 会計 1名
4. その他、活動上必要と認める役員

ただし、団体の規模に応じて役職を兼任することができる。

第17条（代表）

代表は、本団体を代表し、その活動を統括する。

第18条（役員の選任）

役員は、会員の中から選任する。

第19条（役員の任期）

役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第6章 意思決定

第20条（総会）

本団体は、原則として年1回、通常総会（オンラインを含む）を開催する。

また、代表が必要と認めた場合、臨時総会を開催することができる。

第21条（総会の議決事項）

総会は、次の事項について決議する。

1. 活動方針及び活動計画
2. 収支予算及び収支報告
3. 役員の選任及び解任
4. 規約の変更
5. 団体の解散
6. その他、本団体の運営上重要な事項

第22条（災害発生時の意思決定）

災害発生時その他緊急を要する場合、代表又は代表から権限を委任された者は、総会の決議を待たず、必要な活動開始、派遣、資機材購入その他必要な判断を行うことができる。

この場合、事後速やかに会員に報告するものとする。

第7章 会計及び寄付

第23条（経費）

本団体の活動に必要な経費は、会費、寄付金、助成金、協賛金その他適法な収入をもって充てる。

各収入に使用用途は以下の通りである。

- ・被災地へ寄贈する桜の苗木及び植樹にかかる必要資材購入費用
- ・被災地で活動を希望する会員への交通費補助及び必要資材の購入費用
- ・被災者・避難所への必要な生活用品の購入費用

第24条（寄付金等）

本団体が寄付金又は支援物資を受け入れる場合、その用途及び管理について適切な記録を行う。
特定の目的を指定して提供された寄付金等については、原則としてその目的に沿って使用する。

第25条（会計年度）

本団体の会計年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

第26条（会計報告）

会計担当者は、毎会計年度終了後、収入、支出及び残高を取りまとめ、会員に報告する。

第8章 情報管理及び広報

第27条（個人情報）

本団体は、活動によって知り得た被災者、活動参加者その他関係者の個人情報を適切に管理し、本人の同意なく活動目的以外に利用又は第三者に提供しない。

第28条（秘密保持）

会員及び活動参加者は、活動中に知り得た被災者の生活状況、家庭事情、健康状態その他プライバシーに関する情報を、正当な理由なく第三者に開示してはならない。

この義務は、本団体を退会又は活動を終了した後も継続する。

第29条（写真・動画及びSNS）

被災者を識別できる写真・動画を撮影又はSNS、Webサイトその他の媒体で公開する場合は、原則として本人の同意を得るものとする。

被災家屋の内部、氏名、住所、車両番号その他個人を特定できる情報についても十分に配慮する。

広報活動よりも被災者のプライバシー及び尊厳を優先する。

第9章 安全管理

第30条（活動責任者）

災害現場で活動する場合、原則として活動責任者を定める。

活動責任者は、現場の状況、参加者の能力、装備、天候その他の条件を確認し、安全な活動に努める。

第31条（事故等への対応）

活動中に事故、負傷、体調不良その他の問題が発生した場合、活動を中断し、人命及び安全を優先して必要な措置を行う。

重大な事故等については、その原因を確認し、再発防止に努める。

第10章 その他

第32条（他団体との連携）

本団体は、必要に応じて行政、社会福祉協議会、災害ボランティアセンター、NPO、企業、地域団体その他の関係機関と情報交換及び協力を行う。

ただし、本団体の自主性及び中立性を損なうような関係を構築しない。

第33条（規約の変更）

本規約は、総会の議決により変更することができる。

第34条（解散）

本団体は、総会の議決により解散することができる。

解散時に残余財産がある場合、その処分については総会で決定し、構成員個人への分配を目的とせず、原則として災害支援その他公益的活動を行う団体等への寄付その他適切な方法により処分する。

災害支援活動における基本方針

1. 被災者を主役とする

私たちは「助けてあげる人」ではなく、被災者の生活再建を支える立場として活動します。

2. 求められていない支援を押し付けない

善意であっても、被災者や地域が必要としていない支援は行いません。

3. 安全を最優先する

活動の成果よりも、人命と安全を優先します。

危険な状況では「できるかどうか」ではなく「安全にできるかどうか」で判断します。

4. 現地の人と支援団体を尊重する

災害ボランティアセンター、行政、地域住民、他の支援団体等と情報を共有し、独善的な活動を行いません。

5. 被災者のプライバシーを守る

被災地は観光地でも撮影場所でもありません。

写真・動画・SNS等の情報発信については、被災者の尊厳とプライバシーを最優先します。

6. 支援者自身も無理をしない

疲労、睡眠不足、体調不良等がある場合には無理に活動せず、休養又は活動離脱を選択します。

7. 支援を次につなげる

活動によって得た経験、課題及び情報を記録し、次の災害や次の支援者に引き継ぐことを大切にします。

8. 長期的な復旧・復興を考える

災害直後の作業だけでなく、その後の生活再建や地域の復興につながる支援を意識します。

附則

本規約は、令和8年8月11日から施行する。